

病児保育事業届出処理要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する病児保育事業の実施について、その適正な運営を確保するため事業の開始、変更、廃止等について必要な手続きを定める。

(届出事項)

第2条 病児保育事業を実施する者は、児童福祉法施行規則第36条の38に基づき、次の事項を知事に届け出るものとする。

- ア 事業の種類及び内容
- イ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ウ 条例、定款その他基本約款
- エ 職員の定数及び職務の内容
- オ 主な職員の氏名及び経歴
- カ 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。）
- キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ケ 事業開始の予定年月日
- コ 事業開始年度の収支予算書及び事業計画書

2 病児保育事業を実施する者は、前項で届け出た事項に変更が生じたときは、変更が生じた事項を知事に届け出るものとする。

3 病児保育事業を実施する者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則第36条の39に基づき、次の事項を知事に届け出るものとする。

- ア 廃止又は休止しようとする年月日
- イ 廃止又は休止の理由
- ウ 現に便宜を受けている児童に対する措置
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(届出)

第3条 国及び県以外の者で、前条の規定により届け出る様式は、前条第1項は様式第1号、前条第2項は様式第2号、前条第3項は様式第3号によるものとする。

なお、市町以外の者からの届出は、市町を通じて行うものとする。

(届出の提出先等)

第4条 施設を所管する市町は兵庫県健康福祉事務所監査指導課、監査・福祉課又は監査・地域福祉課（以下「監査担当課」という。）に提出するものとする。

2 監査担当課は、届出を受理した場合は台帳に記載し、各年4月30日までに各年3月31日現在の台帳を兵庫県福祉部こども政策課へ電子メールにて送付するものとする。

(受理)

第5条 知事は、届出があった場合は、届出内容等を確認のうえ受理し、台帳（様式第4号）に登載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。